

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I 中国相談室

民事訴訟法の新司法解釈における管轄について 中国弁護士 屠 錦寧

II 中国法令アップデート

- 直接投資外貨管理政策の更なる簡素化及び改善に関する通知
- 最高人民法院による知的財産権及び競争紛争の行為保全案件の審理において適用される法律の若干問題の解釈(意見募集稿)
- 最高人民法院による船舶の差押え及び競売における法適用の若干問題に関する規定

III 中国万感

～春節時の海外旅行熱～

北京オフィス顧問 李 彬

I 中国相談室

中国弁護士 屠 錦寧

民事訴訟法の新司法解釈における管轄について

Q: 中国の民事訴訟法について新しい司法解釈が施行されたと聞いていますが、契約紛争に関する管轄は今どうなっていますか？ 契約締結にあたり注意すべきポイントは何ですか？

A :

契約に関する訴えの土地管轄について、民事訴訟法では、被告の住所地又は契約履行地を管轄する裁判所に管轄が認められている。また、当事者は管轄裁判所を合意することもできるが、次の条件を満たす必要がある。(i)書面による合意であること、(ii)選択した地が、原告・被告の住所地、契約の履行地・締結地、目的物の所在地等紛争と実際に関連があること、(iii)民事訴訟法の審級管轄と専属管轄の規定に反しないこと。

今年 2 月から施行された「最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈」（以下「新司法解釈」という。）は、契約に関する訴えの土地管轄について、「契約履行地」の確定および「合意管轄」につき以下の様により詳細なルールを定めている。

1. 契約履行地

状況	契約履行地	
契約に履行場所の定めがあるとき	契約に定められた場所	
契約に履行場所について定めがないか不明確なとき	紛争の目的：金銭の給付	金銭を受け取る当事者の所在地
	紛争の目的：不動産の給付	不動産の所在地
	紛争の目的：上記以外	義務を履行する当事者の所在地
	財産の賃貸借契約、ファイナンス・リース契約	賃貸物の使用地
ネットワーク上で締結された売買契約	引渡しネットワーク上で行われる場合：買主の住所地 引渡し他の方法で行われる場合：目的物の受取場所	
締結後に直ちに履行される契約	取引行為地	
契約が履行されておらず、かつ両当事者の住所がいずれも契約に定めた履行地と異なるとき	被告の住所地	

これまでの司法解釈（1992 年施行。以下「旧司法解釈」という。）にも主に売買契約に関して契約履行地の規定が置かれていたが、新司法解釈は、上記のようにルールを修正ないし追加の上、売買契約を含む全ての契約紛争に適用するようになった。

以上のルールによって複数の場所に管轄が認められる場合は、原告はそのいずれかを選択して提訴することができる。

2. 合意管轄

新司法解釈の下では、合意管轄については以下の様な取扱いを受ける。

- (1) 書面の合意は、契約書の合意管轄条項において行うことも、契約締結後、訴訟前に別の書面の形式によって行うことも可能である。
- (2) 管轄の合意によって起訴時に管轄裁判所を確定できる場合、当該合意に従う。2箇所以上が合意されている場合は、原告はそのいずれを選択することもできる（旧司法解釈では無効とされていた。）。
- (3) 事業者と消費者との取引において約款を用いて管轄の合意が行われる場合で、事業者が合理的な方法により消費者の注意を喚起しなかったときには、消費者が管轄合意の無効を主張することができる。言い換えると、約款を用いた消費者取引の場合は「合理的な方法により消費者の注意を喚起すること」も管轄合意の有効条件となる。
- (4) 当事者の「住所地」と合意し、契約締結後に住所地に変更があった場合は、別途合意がない限り、管轄を合意した時点の住所地が基準となる。
- (5) 契約譲渡があった場合、譲渡時に譲受人が管轄合意の存在を知らなかった場合や譲渡契約で別途合意があり、かつ元契約の相手方当事者が同意した場合を除き、管轄合意は譲受人に拘束力を有する。

上記(1)は旧司法解釈から変更はない。それ以外は、全て新司法解釈での新规定である。

3. 留意点

中国の訴訟については、地方保護主義や賄賂による不公正さ、裁判官の素質の低さが一般的な懸念となっており、契約において紛争解決手段として訴訟／仲裁のいずれを選択するかが要点となる。そして、訴訟を選択する場合は、管轄地の選択は契約交渉における重要なポイントの一つである。新司法解釈の下の実務では、明確で有効な管轄合意を行う観点から特に次の点に留意する必要がある。

- ✓ 合意において選択できるのは、契約と実際の関連がある場所に限られる。理論上は紛争との関連性を訴訟の時点で証明できればよいが、通常は民事訴訟法に列挙された(i)原被告の住所地、(ii)契約締結・履行地、(iii)目的物の所在地のいずれかにする方が、管轄合意の有効性について争われるリスクを回避できる点で望ましい。
- ✓ 合意が法定管轄（被告の住所地又は契約履行地）を排除する専属的合意か選択肢を追加する趣旨の付加的合意であることを明確にするべきである。実務では明記されない限り、専属的合意と解釈されることが多いようである。
- ✓ 同じ訴訟物に関して複数の裁判所が管轄権を持つことになるような管轄合意は、旧司法解釈では無効とされていたが、新司法解釈では、有効な合意として原告がそのうちの1つを選択して訴えを提起できる。当事者が同一の訴訟物につき2箇所以上の裁判所に提訴した場合は、先に立件した裁判所において審判を行うとされている。
- ✓ 消費者との取引に適用される約款（既存のものを含む）の運用にあたっては、管轄合意について合理的な方法で注意喚起を行う必要がある。「合理的な方法」が何であるかは条文上明らかではないが、一般的には取引の確認画面等の目立つ場所で注意喚起をするのが適切だと思われる。なお新司法解釈を前提とした蘇州市中級人民法院の裁判例では、インターネットショップの事業者が約款の管轄条項につきウエ

サイトの目立つ位置で表記するなど合理的な注意方法を取らなかったことを理由に約款中の管轄合意を無効とした事例がある。

- ✓ 管轄合意は、必ず契約書・合意書によってなされる必要はなく、ファックス、電子メールその他の電子データの交換等によって行う場合も「書面」によりなされたと取り扱われる。

以上

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

弁護士 濱本 浩平

弁護士 横井 傑

北京オフィス顧問 李 彬

最新中国法令の解説

<外貨管理(資本項目)>

直接投資外貨管理政策の更なる簡素化及び改善に関する通知

[ポイント] 対中直接投資及び対外直接投資に関する外貨登記は上海自由貿易試験区(「自貿区」)を除きこれまで外貨管理局において行われていたが、本通知はその取扱い権限を銀行に移譲するものである。例えば外商投資企業の設立、持分譲渡・増資等の変更、清算等の場面、また、中国居住者による対外投資、還流投資に関する外貨登記は、今後は銀行で行われることとなる。あわせて現物出資に関する出資確認登記の廃止等の手続の簡素化がなされている。本通知はこれまで自貿区で実施されていた銀行における外貨登記の取扱いを全国へ拡大するものであるが、自貿区では外貨管理局での手続が要求される事項が一部残されていたことから、本規定のもとで更に簡素化が進むことになるとと思われる。(なお自由貿易試験区における従前の取扱いについては本ニュースレター2014年7月17日号を参照されたい。)

2015年2月28日公布、同年6月1日施行(匯発[2015]13号)

[原文] [国家外汇管理局关于进一步简化和改进直接投资外汇管理政策的通知](#)

<知財紛争案件の仮処分手続の司法解釈>

最高人民法院による知的財産権及び競争紛争の行為保全案件の審理において適用される法律の若干問題の解釈(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、知的財産権及び競争紛争案件における行為保全(仮処分)手続について規定するものである。具体的には、仮処分の管轄裁判所、審査期限、手続、担保等を規定している。

意見募集期間:2015年2月26日~2015年3月30日(最高人民法院)

[原文] [最高人民法院关于审查知识产权与竞争纠纷行为保全案件适用法律若干问题的解释\(征求意见稿\)](#)

<民事執行>

最高人民法院による船舶の差押え及び競売における法適用の若干問題に関する規定

[ポイント] 本司法解釈については、2013年12月に意見募集が行われていたところ、この度正式に公布、施行された。船舶に対する保全手続・強制執行手続については従前は海事訴訟特別手続法(1999年)及び同法の適用に関する司法解釈(2000年)に主に規定が置かれているが、本規定はそれらに規定を具体化・補充するものである。

2015年2月28日公布、2015年3月1日施行

[原文] [最高人民法院关于扣押与拍卖船舶适用法律若干问题的规定](#)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆[上海自由貿易試験区関連法令一覧](#)



中国万感



【春節時の海外旅行熱】

北京オフィス顧問 李 彬

中国において春節の連休は、昔から家族団らんの時間であり、多くの人々が帰省するが、ここ数年は春節時に海外旅行に出かける人が激増している。

中国旅行局傘下の中国旅行研究所によれば、今年の春節休暇中(2月18日～24日)に海外旅行に出かけた中国人旅行者数は518万に上り、前年同期比で10%増えた。また、今年の春節休暇中の海外旅行者数は過去最高を記録し、2年連続で国内旅行者数を上回った。なお、人気の旅行先は韓国、日本、東南アジア諸国であった。

筆者は、航空券、ホテル等を確実に確保するため早めに海外旅行の計画を立て、春節の2ヶ月前には旅行社に問合せをした。しかし、海外旅行向けのプランの7割以上は既に完売したと言われ、選択の余地があまりないことに驚き、同時に海外旅行熱を直に感じた。

この海外旅行熱を支える要因には中国国内の事情もいづらか関係している。国内旅行の場合、観光地には大勢の観光客が押し寄せ、その料金も途方もなく高く、各地で交通渋滞をも引き起こし、休暇を楽しむところではない。一方、海外旅行の場合、異国情緒を楽しみ、それにより心身ともにリフレッシュされ、休暇を十二分にエンジョイすることができる。この満足度及び快適さも海外旅行熱を支える大きな要因となっている。さらには、人民元の各国通貨に対する為替レートの上昇、日本、米国等各国のビザ緩和策なども海外旅行熱を後押ししている。

筆者は、春節休暇中、インドネシアのバリ島を訪れ、インド洋の魅力、インドネシア特有の風俗等現地独特の魅力を満喫した。これとは別に、ホテルや観光地等至る所で中国人観光客を見かけたのは面白い光景であった。中国旅行研究所は、2015年の海外旅行者数は前年比16.8%増の1億3500万人に達すると予測しており、このような光景は、今後さらに世界中の各国に広がっていくと思われる。

TOPICS

<NEWS>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所(AMT)とビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)(BSMA)は、両者の経営統合に関しまして、2015年3月2日付で正式合意に至りました。経営統合は予定どおり2015年4月1日を目標として準備を進めております。

大規模M&Aや金融案件等を含む幅広い分野のリーガルサービスを提供するAMTと、事業再生や、危機管理、M&A等のコーポレート案件に取り組んできたBSMAの統合により、統合後事務所は、事業再生分野を重要な業務分野の一つとする真のフルサービスファームとして、複雑かつ多様化したリーガル・ニーズに機動的かつ包括的に対応する体制が格段に整備されることとなります。

両事務所は、経営統合による相乗効果に加え、個々の弁護士がさらに研鑽を積むことにより、あらゆる分野においてより質の高いサービスを提供できるよう一層努力してまいりますので、倍旧のご支援ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	若林 耕
若林 耕	李 加弟	濱本 浩平
楽 楽	李 彬	
屠 錦寧	安 然	
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000(代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号
名古屋三井ビルディング新館13階
Tel: 052-533-4770(代表)
Email: nagoya@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵編100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道100号 上海環球金融中心40階
郵編200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000(代表)
Email: singapore@amt-law.com